

## 4. 応募について

### 1. 応募<sup>\*</sup>について

処分施設建設地の選定は、3つの段階の調査を経て行います。

NUMOでは、手続きの透明性を確保し、地域の自主性や意向を十分尊重する観点から、その第1段階である文献その他の資料による調査(文献調査)の実施にあたり、「最終処分施設の設置可能性を調査する区域」を、全国の市町村から公募しています。

### 2. 応募いただくものについて

応募いただくものは、第一種特定放射性廃棄物および第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域です。

なお、応募にあたっては、第一種特定放射性廃棄物および第二種特定放射性廃棄物の両方を対象とすることも、いずれか一方を対象とすることも可能です。

(注) 応募書では、放射性廃棄物の名称等について、最終処分法の用語を用いています。なお、本資料では、最終処分法の「第一種特定放射性廃棄物」のかわりに「高レベル放射性廃棄物」を、また、「第二種特定放射性廃棄物」のかわりに「地層処分を行う低レベル放射性廃棄物(地層処分低レベル放射性廃棄物)」を用いています。

### 3. 応募の主体について

応募の主体は、市町村です。

(応募いただく区域が複数の市町村にまたがる場合は、該当する市町村が連名で応募して下さい。)

応募をご検討いただくにあたっては、地域の自主性を重んじる趣旨からも、地域のみなさまに本事業の内容について十分ご理解いただくことが重要であると考えています。まずはNUMOよりご説明させていただきますので、19ページ記載の問い合わせ先にご相談下さい。

※ 国による申入れと受諾  
市町村からの応募に代わり、地域の意向を十分に尊重しつつ、国が市町村に対し、文献調査実施の申入れを行う場合もあります。  
その場合、市町村長は、国の申入れに対して受諾の可否を表明することとなります。

### 4. 応募いただく区域の面積の目安について

応募いただく区域の面積は、下記表を目安として下さい。なお、沿岸や島においては海底部を区域に含めていただいて結構ですが、地上施設部分の面積として1～2平方キロメートル程度が必要です。

〈応募いただく区域の面積の目安〉

	面積の目安
高レベル放射性廃棄物および地層処分低レベル放射性廃棄物の両方の地層処分施設	10平方キロメートル程度
高レベル放射性廃棄物の地層処分施設	10平方キロメートル程度
地層処分低レベル放射性廃棄物の地層処分施設	1平方キロメートル程度

表記載の面積より狭い範囲であっても技術的に対応可能な場合もありますので、お問い合わせ下さい。詳細については「分冊-1 処分場の概要」を参考にして下さい。

### 5. 応募いただいた区域の地質的な条件の事前確認について

NUMOは、応募いただいた区域が以下の地質的な条件を満たすか否かについて、文献調査を実施する前に確認します。この事前確認の結果、地質的な条件を満たさない場合には文献調査の対象としません。

また、この条件は、高レベル放射性廃棄物および地層処分低レベル放射性廃棄物のいずれの地層処分施設についても同様となります。

なお、結果については文書により回答します。

#### [地質的な条件]

- 陸域では空中写真判読等、海域では海上音波探査等に基づいて全国的に調査された文献に示されている活断層がある場所が含まれない。
- 将来数万年にわたるマグマの活動範囲の拡がりの可能性を考慮し、火山の中心から半径15kmの円の範囲内にある地域が含まれない。

(注) 詳細につきましては、「分冊-2 概要調査地区選定上の考慮事項」の9～14ページに示す活断層と火山(第四紀火山)に係わる「全国一律に評価する事項」および21～23ページの添付図を参考して下さい。

また、文献調査に際して上記の地質的な条件に関する全国の市町村の概況(地質的な条件

を图示したイメージ図)をNUMOのホームページに掲載しています。

(参照 <http://www.numo.or.jp>)

なお、活断層と火山の位置について、詳細な図面がご入用の場合や、ご不明な点などがあればお問い合わせ下さい。

## 6. 文献調査の実施と概要調査地区の選定について

NUMOは、応募いただいた区域およびその周辺の地域について、文献調査を実施します。調査結果については、報告書にまとめてみなさまにご覧いただく機会を設け、ご意見をいただくこととしています。

文献調査の結果、次の段階である概要調査を進められると判断した場合、NUMOは、概要調査地区の選定に係る申請を経済産業大臣に行います。

概要調査地区の選定に際しては、経済産業大臣が、当該地区の所在地を管轄する都道府県知事および市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならないと最終処分法に規定されています。したがって、当該都道府県知事または市町村長の意に反して選定が行われることはありません（精密調査地区選定、処分施設建設地選定の際も同様です）。

こうした手続きを経て、最終的には経済産業大臣により概要調査地区の選定が承認されます〔参考2（21～22ページ）をご参照下さい〕。

なお、概要調査地区の範囲は、NUMOが別に定める「概要調査地区選定上の考慮事項」に照らしあわせて検討します。

その際、概要調査地区の範囲が、市町村から応募いただいた区域より広がる場合もありますが、広がった部分は概要調査などを行うにとどめ、処分施設建設地とすることはありません。

## 7. 問い合わせ先

応募の詳細やご質問などについては、下記にお問い合わせ下さい。

連絡先：原子力発電環境整備機構 立地部

東京都港区芝4丁目1番23号 三田NNビル2階

TEL 03-6371-4003

FAX 03-6371-4101

参考 1

応募様式(例)

# 応募書

年 月 日

原子力発電環境整備機構

理事長宛

市町村名

市町村長の氏名

印

第一種特定放射性廃棄物および第二種特定放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域について、下記のとおり応募します。

## 記

### 1. 応募する区域

### 2. 連絡先

(1) 郵便番号

(2) 住所

(3) 連絡者の所属および氏名

(4) 電話番号

(5) FAX番号

### 3. その他特記事項

(注) 本様式は、第一種特定放射性廃棄物および第二種特定放射性廃棄物の両方を対象とする場合の応募書の様式です。いずれか一方のみを対象として応募する場合には、様式中の\_\_\_\_\_部に、対象とする放射性廃棄物名を記入して下さい。

## 応募いただいた後の対応

NUMOは、応募いただいた区域について、事前確認をしたうえで、準備が整い次第、文献調査を行います。調査結果については、報告書にまとめて、みなさまにご覧いただく機会を設け、ご意見をいただくこととしています。

右図は第1段階である文献調査から概要調査地区の選定について記載していますが、第2段階の概要調査から精密調査地区の選定および第3段階の精密調査から処分施設建設地の選定につきましても同様の手順を進めます。

